

# 4月から水道料金が改定されます

## ご理解とご協力をよろしくお願いいたします

～改定後の料金は平成31年4月1日より適用されますが、経過措置を設けているため、継続してご使用されている方の料金引上げは、平成31年(2019年)8月請求分からとなります～

町では、長年にわたり水道料金を据置としていましたが、給水人口の減少等を要因とする給水収益の減少が続く一方、水道施設や管路の老朽化対策や耐震化のための財源確保が大きな課題となっています。

こうした中、平成30年7月に、水道料金の改定について下諏訪町上下水道審議会への諮問を行い、慎重なご審議をいただいたうえで、平成30年10月に答申を受けました。

この答申に基づき、平成30年12月町議会定例会に、水道料金の改定を行うための下諏訪町水道事業給水条例の一部改正案を上程し、可決されました。

水道を使用される皆様には、生活が厳しい状況の中、これまで以上のご負担をいただくことになり、誠に申し訳ありませんが、今後も、施設を維持管理する費用などの経費削減に努めていくとともに、水道事業運営の健全化と施設の更新を図り、安全でおいしい水の供給を続けていきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 【改定内容】

- 水道料金を平均9.7%引上げます。引上げ後の料金表は、下表のとおりです。
- 基本料金は約8%、水量料金は約9～11%の値上げとなっています。

種別	区分	現行料金	新料金	差額	引上げ率
基本料金	口径13mm	950円	<b>1,026円</b>	76円	8.00%
	口径20mm	2,540円	<b>2,744円</b>	204円	8.03%
	口径25mm	4,160円	<b>4,492円</b>	332円	7.98%
	口径40mm	13,100円	<b>14,148円</b>	1,048円	8.00%
	口径50mm	19,200円	<b>20,736円</b>	1,536円	8.00%
	口径75mm	47,300円	<b>51,084円</b>	3,784円	8.00%
	口径100mm	80,100円	<b>86,508円</b>	6,408円	8.00%
水量料金 (1㎡あたりの額)	1～20㎡	22円	<b>24円</b>	2円	9.09%
	21～40㎡	77円	<b>85円</b>	8円	10.39%
	41～100㎡	103円	<b>114円</b>	11円	10.68%
	101㎡～	131円	<b>145円</b>	14円	10.69%
	浴場営業用	75円	<b>75円</b>	0円	0.00%

※金額は2ヶ月あたりの額(税抜き)

☆☆使用水量別水道料金新旧比較表☆☆ 口径：13mm(税込み)

使用水量(㎡)	現行料金	新料金	差額	引上げ率
0	1,026円	<b>1,108円</b>	82円	7.99%
10	1,263円	<b>1,367円</b>	104円	8.23%
20	1,501円	<b>1,626円</b>	125円	8.33%
30	2,332円	<b>2,544円</b>	212円	9.09%
40	3,164円	<b>3,462円</b>	298円	9.42%
50	4,276円	<b>4,693円</b>	417円	9.75%

■問い合わせ 下諏訪町 建設水道課 水道温泉経理係 電話27-1111(内線226)

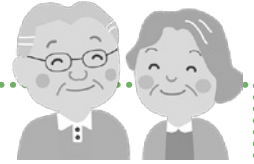
平成  
31年  
度

# 福祉タクシー・循環バス・公衆浴場 各助成券の申請受付が始まります

※継続を希望される場合は、年に一度申請の手続きが必要です。

「タクシー券」・「循環バス券(あざみ号・スワンバス)」・「公衆浴場券」の中からいずれかひとつを選択できます。

※年度の途中で券の種類を変更することはできません。



- ◆受付開始日 平成31年3月1日(金)から(土・日・祝日を除く)
- ◆受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ◆受付場所 町庁舎1階 健康福祉課 高齢者係

町に住民票があり、在宅の方(介護施設等に入所している方は除く)が下記に該当する場合、諏訪郡内に事業所があるタクシーや循環バス(あざみ号・スワンバス)または、町内の公衆浴場(一部の浴場を除く)の利用について、金額の一部を助成します。

**ご本人様が直接窓口に来ることができない場合は、ご家族様等代理の方でも手続きができます。**

## 【対象者】 (平成31年4月1日現在)

- 1 満79歳以上の方(誕生日の日から)
- 2 介護保険の要支援認定を受けている方
- 3 要支援認定者のうち、町の独居高齢者台帳に登録されている方
- 4 介護保険の要介護認定を受けている方
- 5 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 6 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 7 療育手帳の交付を受け、障害程度がA1・A2・B1のいずれかに該当する方
- 8 人工透析患者の方で、「じん臓機能障害」に該当する身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級・3級・4級のいずれかに該当し、かつ「自立支援医療受給者証」または「特定疾病療養受療証」をお持ちの方
- 9 運転免許証を返納し、「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方

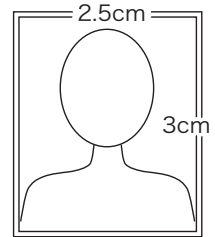
満79歳の誕生日を迎えた方や、あらたに上記2から9の対象者となった方は、その時点で申請の手続きをお願いします。

ただし、障がい者の方が使用する目的で、地方税法の規定により自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は、上記1から9の要件を満たしている方でも対象になりません。

## 【申請の際に必要なもの】

### 初めての方

- ①印鑑 (窓口に来る方の認印)
  - ②写真(利用者証作成用)  
1枚(横2.5cm×縦3cm)
- ◆1年以内に撮影  
正面を向き顔がはっきりわかる写真  
(帽子、サングラスなしのもの)
- ◆顔写真が添付された書類(身体障害者手帳等の各種手帳または運転経歴証明書)をお持ちの方は、写真の提出は必要ありません。  
(利用者証のかわりとして使用できます。)
- ③「各種手帳(身体障害者手帳等)」や「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方は申請時に窓口で提示をお願いします。



### 継続される方

- ①印鑑(窓口に来る方の認印)
- ②下諏訪町福祉タクシー等利用者証  
※利用者証を紛失された方は再発行します。  
顔写真(上記記載のもの)をお持ちください。
- ③上記②のタクシー等利用者証の交付を省略されている方は「各種手帳(身体障害者手帳等)」や「運転経歴証明書」

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 高齢者係 電話27-1111(内線126・127)